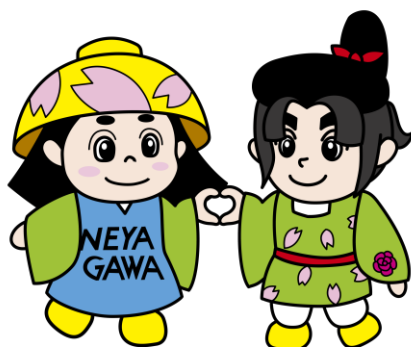


寝屋川市 一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

(案)



持続可能な循環共生型のまち ねやがわ

～みんなでとりくむ、ごみの排出抑制、循環的な利用の推進～

令和3年 月



第1部 総論

寝屋川市一般廃棄物処理基本計画

◆寝屋川市一般廃棄物処理基本計画とは

「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、寝屋川市の一般廃棄物処理に関する基本的事項を定めるもので、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。

◆計画の位置付け

国・大阪府の計画や、本市の計画である「第六次寝屋川市総合計画」「寝屋川市環境基本計画」などの各種計画との整合性を図り、循環型社会の形成をより一層推進するために、具体的な目標や施策を定めています。

◆計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

◆進行管理

“PDCIサイクル（Plan・Do・Check・Innovation）”により計画を管理し、各年度の進行管理とともに、事業の進捗状況の確認、取組の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

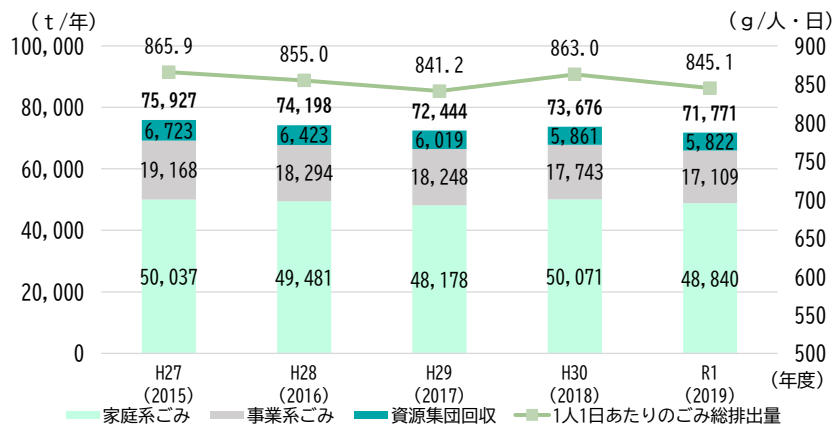
第2部 ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状

◆ごみ排出状況の推移

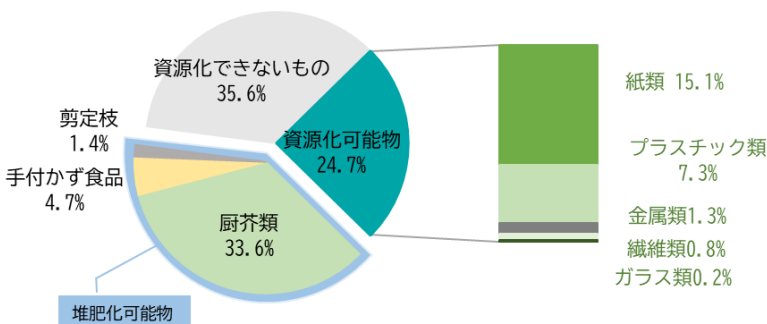
平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までに、ごみ総排出量は約5%減少し、1人1日あたりのごみ総排出量も約2%減少しています。

なお、平成30年度（2018年度）は災害廃棄物量を含むため、ごみ総排出量が増えています。



◆ごみ質分析調査（家庭系ごみ）

【平成28年度（2016年度）】



家庭から排出される可燃ごみと不燃ごみのうち、資源化可能物^{※1}の割合が約24.7%あり、紙類が約15.1%と最も多く含まれていました。

また、堆肥化可能物^{※2}が約39.7%含まれており、約4.7%が手付かずの食品でした。

※1 資源化可能物：分別することで資源化ができるもの。紙類（古紙、本等）、プラスチック（ペットボトル、ビニール袋等）、金属類（缶等）、繊維類（衣服等）、ガラス類（びん等）

※2 堆肥化可能物：生ごみや剪定枝等の有機物。

ごみ処理の課題

4 R	1. 発生回避 (Refuse: リフューズ)	○マイバック運動等の推進や過剰包装を断るなどの啓発を推進 ○事業者と連携した取組の検討により、更なる行動促進
	2. 排出抑制 (Reduce: リデュース)	○若年層も含めた市民全体・事業者に対する啓発の強化やごみの有料化に関する調査など様々な手法について検討 ○食品ロスに対する施策の積極的な推進
	3. 再利用 (Reuse: リユース)	○不用品の有効利用について、より一層の市民の意識高揚に向けた啓発活動の推進 ○時代に合った生きびんの取組検討
	4. 再資源化 (Recycle: リサイクル)	○質の高いリサイクルを推進できるよう社会情勢に応じた効果的な取組の実施
	5. 収集・運搬	○分別排出に関する啓発の継続 ○超高齢社会等、社会情勢を踏まえた収集体制について検討 ○取り扱う品目の見直しの検討
	6. 中間処理	○不燃ごみに混在する資源化できるものの分別排出を徹底 ○旧焼却施設の解体工事後の有効活用方法を検討
	7. 最終処分	○最終処分場の確保に向けて引き続き国等へ要望
	8. 災害時体制	○災害時における体制の強化、広域的な支援・連絡体制の確立に加え、市民・事業者・行政の協働した取組の実施 ○災害時の収集体制を平時から確立するほか、感染症対策等の整備

基本理念

持続可能な循環共生型のまち ねやがわ

～みんなでとりくむ、ごみの排出抑制、循環的な利用の推進～



若年層や環境問題に無関心な層も取り込み、市民一人一人の環境にやさしい新しいライフスタイルの形成、事業者には環境への負担が少ないビジネススタイルの構築、行政は取り組みやすい環境整備・情報提供等、三者が連携して持続可能な循環型社会のまちづくりを推進します。

基本方針



基本方針1 “もったいない” による4Rの深化

○4Rを推進し「環境への負担が少ない循環型社会」をめざします



基本方針2 安全・安心なごみ処理の推進

○適正処理を図りつつ、エネルギー回収を行い「環境にやさしいごみ処理」をめざします
○災害時や感染症の蔓延等の非常事態におけるごみ処理体制を平時から構築します



基本方針3 責任と役割に応じた行動の推進

○市民・事業者・行政が同じ目的意識をもって「循環共生型のまち」をめざします

ごみ減量目標値

◆全体目標

本計画では、「ごみ総排出量」、「1人1日あたりのごみ総排出量」、「家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」、「焼却処理量」の6項目について、達成すべき数値目標を設定します。

項目	令和元年度実績 (2019年度)	令和12年度目標値 (2030年度)	削減量・率
ごみ総排出量	71,771 t	59,051 t	-12,720 t (-17.7%)
1人1日あたりのごみ総排出量	845.1 g/人・日	752.4 g/人・日	-92.7 g/人・日
家庭系ごみ排出量	48,840 t	41,632 t	-7,208 t (-14.8%)
事業系ごみ排出量	17,109 t	13,345 t	-3,764 t (-22%)
リサイクル率	21.3%	27.4%	+6.1%
焼却処理量	55,312 t	46,212 t	-9,100 t (-16.5%)

◆個別目標

全体目標の6項目を達成するために、さらに6項目の個別目標を設定します。

～食品ロスの削減～

令和12年度(2030年度)までに令和元年度(2019年度)から約**31.4g**減らします

31.4gの目安

「殻付きゆで卵(約60g)の半分」

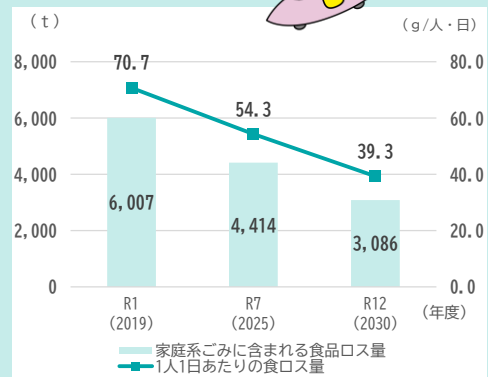
「ごはん1膳の1/6(約28g)」

の削減で目標達成できます

賞味期限はおいしく食べることができる期限

消費期限はすぎたら食べない方がよい期限

違いを知って食品ロスを減らしましょう!



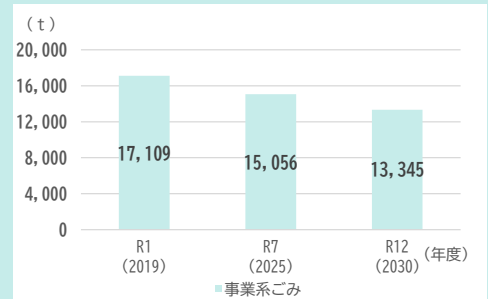
～事業系ごみの削減～

令和12年度(2030年度)までに令和元年度(2019年度)から約**3,764t**減らします

- ・ペーパーレス化で紙ごみ削減
- ・小盛メニューで食べ残しを削減

など

ごみの発生抑制、資源化をして削減しましょう



～臨時ごみのリユースの促進～

[1世帯1年間あたり臨時ごみ量]

令和12年度(2030年度)までに令和元年度(2019年度)から約**2,200g**減らします

2,200gの目安

「プラスチック衣装ケース(約2,200g)」

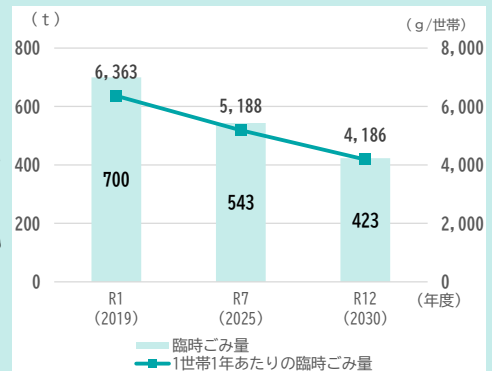
をリユースしてごみを削減しましょう

$2,200g = 2.85g/人 \cdot 日 \times 365日 \div (世帯数^{*2} \div 人口^{*3})$

※1 2.85g/人・日: 令和元年度(2019年度)から令和12年度(2030年度)までに削減する1人1日あたり臨時ごみ量

※2 世帯数: 109,976世帯(令和元年度(2019年度))

※3 人口: 232,050人(令和元年度(2019年度))



《4R》4つの「R」に取り組む運動で、①から④の順に優先して推進します

① **Refuse**(リフューズ)：発生回避

- ・ 過剰包装を断る
- ・ 不要なものは買わない、もらわない
- ・ マイバックを持参し、レジ袋を断る



② **Reduce**(リデュース)：発生抑制

- ・ 詰め替えできる商品や、ばら売りしているものを利用する
- ・ 生ごみの水を切る
- ・ 物を大切に、できるだけごみを出さない



③ **Reuse**(リユース)：再利用

- ・ 壊れても修理して使う
- ・ リサイクルショップやフリーマーケットを利用する



④ **Recycle**(リサイクル)：再資源化

- ・ 正しく分別してリサイクルする
- ・ リサイクル商品を購入する



～小型家電の分別促進～

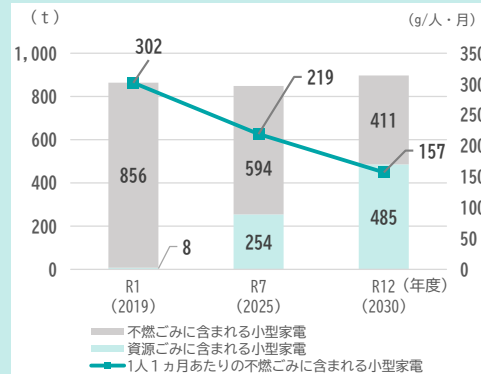
[1人1ヶ月あたりの不燃ごみに含まれる小型家電]
令和12年度(2030年度)までに令和元年度(2019年度)
から約 **145g** 資源化します

145gの目安

「電卓(約120g)」

「懐中電灯(約150g)」

を分別して資源ごみに出しましょう



～ペットボトル・廃プラの分別促進～

[1人1日あたりの可燃ごみ・不燃ごみに含まれる
ペットボトル・廃プラ]
令和12年度(2030年度)までに令和元年度(2019年度)
から約 **18g** 資源化します

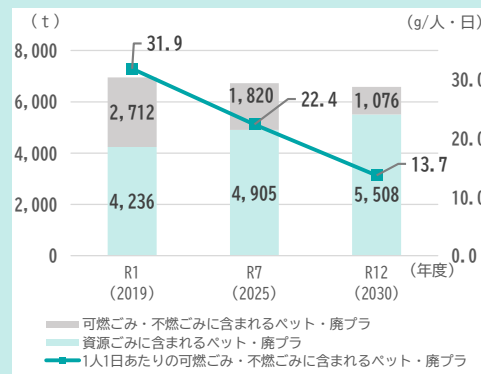
18gの目安

「280mL ペットボトル(約18g)」

または

「レジ袋2L版(約10g)2枚」

を分別して資源ごみに出しましょう



～古紙の分別促進～

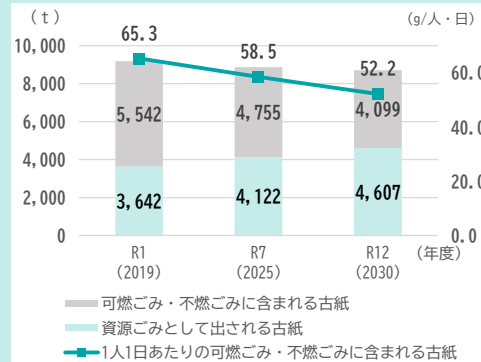
[1人1日あたりの可燃ごみ・不燃ごみに含まれる古紙]
令和12年度(2030年度)までに令和元年度(2019年度)
から約 **13g** 資源化します

13gの目安

「コピー用紙(約4g)3枚」

「200ml 紙パック(約12g)」

を分別して資源ごみに出しましょう



基本理念

基本方針

施策

連携

持続可能な循環共生型のまち
ねやがわ
みんなできとくむ、ごみの排出抑制、循環的な利用の推進

“もったいない”による4Rの深化

安全・安心なごみ処理の推進

責任と役割に応じた行動の推進

1 減量化・再資源化の推進

環境にやさしい販売活動の推進	(1) マイバック持参によるレジ袋削減の推進	市民	事業者	行政	
	(2) 簡易包装による包装資材削減の推進	市民	事業者	行政	
	(3) 資源物の店頭回収の推進	市民	事業者	行政	
	(4) 生きびんの店頭回収の強化	市民	事業者	行政	
	自主的なごみ減量行動の推進	(5) 食品ロス削減と生ごみ有効活用の推進	市民	事業者	行政
		(6) 剪定枝の再資源化の推進	市民	事業者	行政
	家庭系ごみの減量・資源化推進	(7) 資源化可能物の分別・リサイクルの推進	市民		行政
		(8) ボックス回収による小型家電回収の推進	市民		行政
		(9) 資源集団回収による古紙回収の推進	市民	事業者	行政
		(10) 効率的なごみ減量施策の推進	市民		行政
事業系ごみの減量推進	(11) 事業系ごみの発生抑制対策の推進	市民	事業者	行政	
	(12) 事業系ごみの分別・リサイクルの推進		事業者	行政	
再利用の推進	(13) リユースの推進	市民	事業者	行政	
環境教育・環境学習の推進	(14) 各主体の自主的積極的行動の推進	市民	事業者	行政	

2 適正かつ効率的処理の推進

収集体制の整備	(15) 効果・効率的で誰ひとり取り残さない収集運搬体制の構築			行政
中間処理施設の維持管理の徹底	(16) 中間処理施設の適正な維持管理			行政
最終処分量の削減と最終処分場の安定的確保	(17) 最終処分量の削減と最終処分場の安定的確保			行政
不法投棄等防止対策の推進	(18) 不法投棄に対する監視強化	市民		行政
	(19) 資源ごみの抜取防止対策	市民		行政
	(20) 適正処理困難物・有害廃棄物等の適正管理			行政

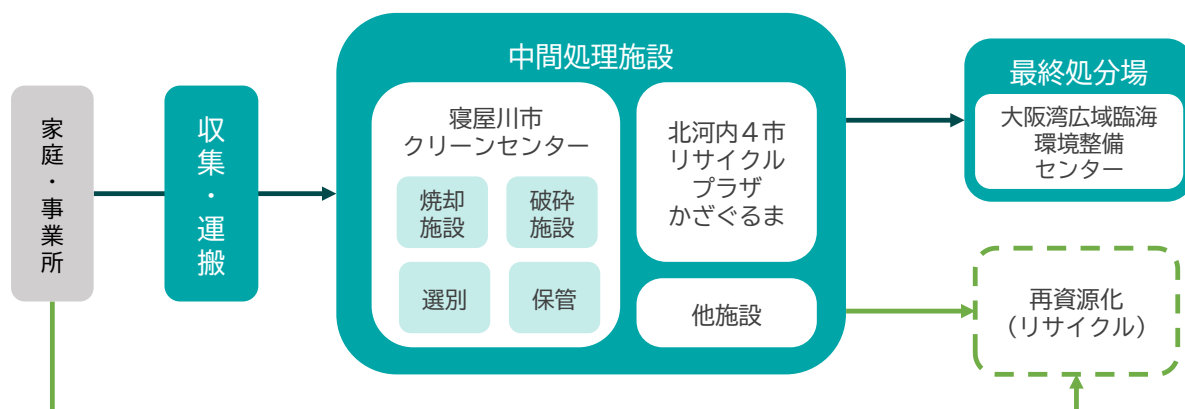
3 災害時体制の充実

(21) 災害時における体制の強化	市民	事業者	行政
(22) 広域的な支援・連絡体制の確立			行政

収集・運搬計画

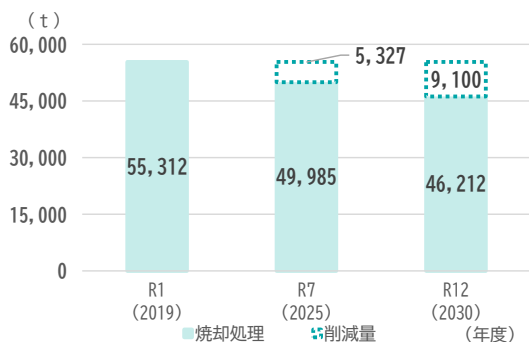
収集運搬とは、排出されるごみを集め、住民の生活環境に支障がないように中間処理施設まで運搬することです。

分別排出の徹底を市民に啓発し、リサイクルを推進します。



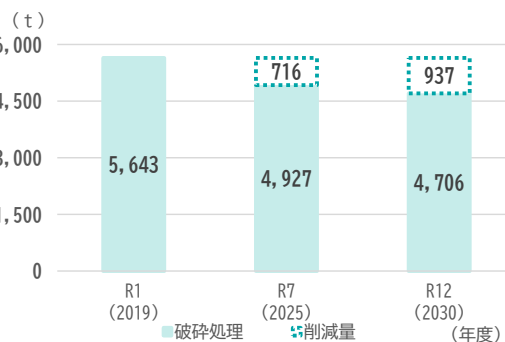
中間処理計画

- ◆中間処理は、収集運搬されたごみを減量化・再資源化し、最終処分場への負荷を軽減するために行います。
- ◆可燃ごみは焼却施設で焼却処理、不燃ごみ等は破碎施設で処理し、リサイクルできないものは埋立処分します。資源ごみはリサイクル可能なものを選別し、残渣は焼却・破碎処理します。
- ◆リサイクルが可能なものについては積極的にリサイクルを行います。



焼却処理量

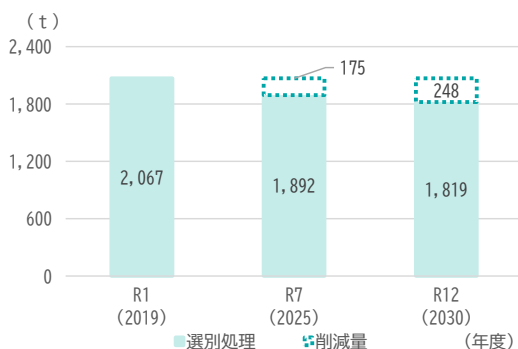
令和12年度(2030年度)までに
令和元年度(2019年度)から
約**9,100 t**の減量



破碎処理量

令和12年度(2030年度)までに
令和元年度(2019年度)から
約**937 t**の減量

最終処分計画



最終処分量

令和12年度(2030年度)までに
令和元年度(2019年度)から
約**1,018 t**の減量

- ◆最終処分場は、焼却処理による焼却灰や、リサイクルできない不燃物などを埋立処分する施設です。
- ◆ごみの減量化は最終処分場での処分量を低減することが目的であり、焼却灰、埋立対象物の減量化に取り組みます。
- ◆本市では、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて埋立処分を行っています。

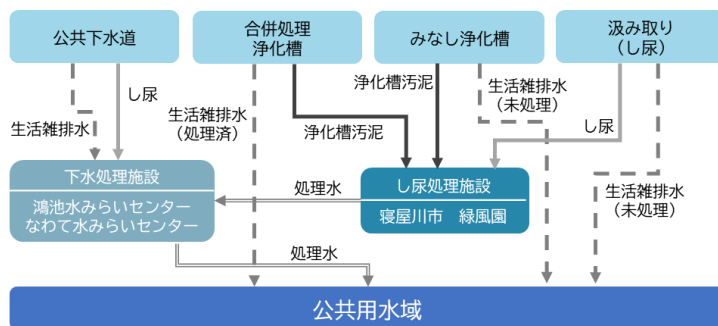
第3部 生活排水処理基本計画

生活排水処理の流れ

生活排水は、し尿（浄化槽汚泥を含む）と生活雑排水に分けられます。

し尿は、公共下水道、浄化槽及びし尿処理施設において処理されます。

生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽により処理されていますが、みなし浄化槽と汲み取りは、未処理で河川などの公共用水域に放流しています。



基本方針

基本方針1 生活排水処理の推進

- 下水道整備区域において、下水道への接続100%を目指します
- 下水道未整備区域は、公共下水道の整備を進めるとともに、汲み取り及びみなし浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます

基本方針2 浄化槽の適正な維持管理

- 浄化槽の管理者に向けて、維持管理について啓発・指導を行い、処理性能の維持及び衛生的で快適な環境の確保に努めます

基本方針3 処理施設の適正な運営と維持管理

- し尿・浄化槽汚泥処理施設の管理・運営、修繕を行っていくとともに、将来の処理量に合った効率的な施設運営体制を構築します

★単語説明

- 生活排水
台所、トイレ、風呂、洗濯など日常生活からの排水
- し尿
トイレから出る排水
- 生活雑排水
生活排水のうちし尿を除いた排水
- 水洗化率とは...
 $\frac{\text{下水道接続人口}}{\text{下水道整備区域内人口}}$ のこと！

きちんと管理されていない浄化槽は、河川や海の水質汚濁の原因になります

《暮らしの中の生活排水対策》

生活排水が、河川や海の水を汚しています

家庭から流される生活排水が河川や海の水質汚染の大きな原因となっています。水を汚さない一番の方法は、1人1人が“汚れた水をそのまま流さない”ことです。

<台所>

- ・飲み物は必要な分だけつぐ
- ・食器を洗う前に、油汚れなどはふき取る
- ・野菜の切りくずや細かいごみを流さない
- ・残った油をやむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから
- ・食器洗いの洗剤は適量を水で薄めて使う
- ・米のとぎ汁は植木の水やりに

<洗濯>

- ・洗剤は計量スプーンで計って適量を守る
- ・くず取りネットで細かいごみをキャッチ

<風呂>

- ・髪の毛などは排水溝にネットを張ってキャッチ
- ・シャンプー・リンスは適量を守る
- ・お風呂の残り湯は洗濯に使う

<トイレ>

- ・洗剤は使い過ぎに注意

<その他>

- ・下水道が整備されている地域は、下水道に接続
- ・下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置する
- ・浄化槽は維持管理を適切に行う

【お問合せ先】 〒572-0855 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目2番1号 寝屋川市環境部環境総務課
TEL:072-824-0911 FAX:072-821-3349 E-mail:k-somu@city.neyagawa.osaka.jp

寝屋川市ホームページ (<https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>)

寝屋川市一般廃棄物処理基本計画

検索